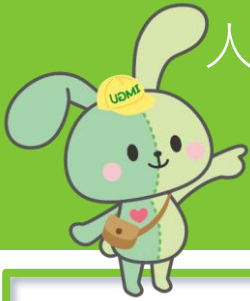


お悩み解決Q & A

2025年10月発信



人事賃金制度編 育児・介護休業法改正

2025年10月法改正で

何が変わった?!

Q

2025年10月の法改正で
変わる内容を教えてください



育児休職から復職した
ワーク担当 めぐちゃん

A

ライフイベントと仕事の両立制度の整備として、2025年10月から始まった

三越伊勢丹の取り組みを **3つ** 紹介するね。



制度 あっきー先生
野球と仕事
熱き心の二刀流!

【変更】障がい等のある子の育児と仕事の両立のための
支援制度の利用期間の延長

1 働き方支援制度を子が15歳になる年度の3月31日まで利用可能

- ・育児休業
- ・育児勤務
- ・フルタイムシフト選択勤務
- ・ストック有給休暇（育児）
- ・子の看護等のための休暇
- ・時間外・休日勤務・深夜業の免除 時間外の時間帯・時間数の制限
- ・ライフイベント転籍（育児）

【新規】個別の意向聴取・配慮

2 育児と仕事の両立のための働き方諸制度の個別周知&意向を確認

対象：毎年10月1日時点で、1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの
子を養育する従業員

内容：育児と仕事の両立のための働き方諸制度について、個別に周知し制度利用の意向を確認します。

3 子や家庭の事情を踏まえた育児と育児の両立に関する意向を確認

対象：（1）本人または配偶者が妊娠・出産した従業員

（2）毎年10月1日時点で、1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の
翌日までの子を養育する従業員

内容：子や家庭の事情を踏まえた育児と育児の両立に関する意向について個別に聴取し、聴取した
意向について、会社の状況に応じた配慮をします。



三越伊勢丹では、法改正をきっかけに従業員一人一人が、働きがいと
働きやすさを実感しながら活躍し成長し続けられる環境づくりに
取り組んでいるよ。悩んだら迷わず上司に相談しよう！



『ライフイベントと仕事の両立制度の整備について』
改定内容を確認できます！

▶2025年7月労使通年協議 議案書にて

